

輸入米麦等の特別売買契約の見積合せに輸入を目的として参加する者に必要な資格を取得するための申請についてのお知らせ

令和7年12月19日

農林水産省農産局長

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。)第31条及び第43条に基づき農林水産省農産局長(以下「農産局長」という。)が実施する輸入米麦等の特別な方式並びに食糧法第43条及び飼料需給安定法(昭和27年法律第356号)第4条に基づき農産局長が実施する飼料用麦の特別な方式による買入れ及び売渡しについては、随意契約(以下「輸入米麦等の特別売買契約」という。)によることとし、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)及び輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年7月1日付け21総食第102号総合食料局長通知)において、輸入米麦等の特別売買契約の見積合せに輸入を目的として参加する者の資格要件を定めております。

については、令和8年4月1日から令和10年3月31日まで実施する輸入米麦等の特別売買契約の見積合せに輸入を目的として参加する者に必要な資格(以下「特別売買契約参加資格」という。)を取得するための申請(以下「特別売買契約参加資格審査の申請」という。)を下記により受け付けますので、当該申請を行う場合は、下記事項を御理解の上、輸入米麦等の特別売買契約に係る輸入資格審査申請書又は飼料用麦の特別売買契約に係る輸入資格審査申請書に必要書類を添えて提出してください。

審査の結果、特別売買契約参加資格を有すると判断された申請者は、特別売買契約参加資格を有すると認められた者(以下「特別売買契約参加資格者」という。)として、契約の種類ごとに随意契約登録者名簿に登録されることとなります。

なお、申請書及び記載方法等の詳細を記した記載要領については、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課(以下「貿易業務課」という。)において別途配布します。

## 記

### 1 契約の種類について

農産局長が食料安定供給特別会計において実施する輸入米麦等の特別売買契約の種類は次のとおりです。

- (1) 輸入米穀等の特別売買契約(ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づき米穀を輸入しようとする場合)
- (2) 輸入米穀等の特別売買契約(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先

進的な協定に基づき米穀等を輸入しようとする場合)

- (3) 輸入麦等の特別売買契約（麦を船舶にばら積みする方法により輸入しようとする場合）
- (4) 輸入麦等の特別売買契約（麦を国際海上コンテナに積載する方法により輸入しようとする場合）
- (5) 輸入麦等の特別売買契約（麦加工品・調製品を国際海上コンテナに積載する方法により輸入しようとする場合）
- (6) 飼料用麦の特別売買契約

## 2 特別売買契約参加資格の要件について

農産局長が実施する輸入米麦等の特別売買契約については、基準日（令和8年1月1日。以下同じ。）において、契約の種類ごとに、以下の要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 輸入米穀等の特別売買契約（ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づき米穀を輸入しようとする場合）参加資格の要件
  - ① 申請者が、米穀の輸出入を業務とすること。
  - ② 申請者が、基準日の前日以前の直近3か年で年間20トン以上の米穀の輸出入実績（輸出国における米穀の買付けから仕向先国への輸送までの業務実績をいう。）を有すること。
  - ③ 申請者が、日本において設立された法人であり、自己資本が1億円以上又は金融機関から同額以上の融資が得られること。
  - ④ 申請者が、米穀の輸出入の業務に1年以上従事した経験を有する役職員を本店又は主たる海外支店等（申請者が海外に設置する支店（社）、営業所、出張所及び駐在員事務所並びに外国の法令に基づいて設立された法人（当該法人に対する申請者の出資率が50%未満である場合は、米穀の輸出入の業務に3年以上従事した経験を有する役職員を当該業務に従事させている旨を証明することができる契約書その他の資料を提示できるものに限る。）をいう。以下（2）において同じ。）に1名以上配し、当該業務に従事させていること。
  - ⑤ 申請者（役員、代理人、支配人その他使用人を使用する者を含む。）が、輸出入関係諸法令（関税法（昭和29年法律第61号）、関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、植物防疫法（昭和25年法律第151号）及び外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。以下同じ。）又は米穀・麦の流通に関する法令（食糧法、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）、農産物検査法（昭和26年法律第144号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年

法律第35号) 及び飼料需給安定法(昭和27年法律第356号)、及び食料供給困難事態対策法(令和6年法律第61号)並びにこれらの法律に基づく命令をいう。以下同じ。)の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあっては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。

⑥ 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条各号のいずれか及び予決令第71条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

⑦ 輸出入関係諸法令、米穀・麦の流通に関する法令又は契約の違反等により農産局長又は政策統括官から米麦の輸入に係る資格の取消しを受けた者にあっては、その取消しの日から2年を経過していること。

(2) 輸入米穀等の特別売買契約(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に基づき米穀等を輸入しようとする場合)参加資格の要件

① 申請者が、米穀等の輸出入を業務とすること。

② 申請者が、基準日の前日以前の直近3か年で年間20トン以上の米穀等の輸出入実績(輸出国における米穀等の買付けから仕向先国への輸送までの業務実績をいう。)を有すること。

③ 申請者が日本において設立された法人又は日本国内で登記された外国法人の日本支店(以下「外国法人日本支店」という。)であること。

④ 申請者が日本において設立された法人にあっては、自己資本が1億円以上又は金融機関から同額以上の融資が得られ、かつ、米穀等の輸出入の業務に1年以上従事した経験を有する役職員を本店又は主たる海外支店等に1名以上配し、当該業務に従事させていること。また、外国法人日本支店にあっては、金融機関から1億円以上の融資が得られ、かつ、米穀等の輸出入の業務に1年以上従事した経験を有する役職員を当該日本支店に1名以上配し、当該業務に従事させていること。

⑤ (1)の⑤の基準を満たすこと。

⑥ (1)の⑥の基準を満たすこと。

⑦ (1)の⑦の基準を満たすこと。

(3) 輸入麦等の特別売買契約(麦を船舶にばら積みする方法により輸入しようとする場合)及び飼料用麦の特別売買契約参加資格の要件

① 申請者が、麦の輸出入を業務とすること。

② 申請者が、次に掲げるいずれかの要件を満たす者であること。

・基準日の前日以前の直近3か年平均(以下「年間平均」という。)で年間2万トン以上の麦の輸出入の実績(輸出国における麦の買付けから仕向先国への輸送までの業務実績をいう。)を有すること。

・年間平均で年間1万トン以上の麦の輸出入実績を有する者(前記に該当する者を除く。)であって、当該実績に係る数量と麦を除く穀物及び油糧種子等(一般的に本船で輸出入され、植物防疫法に基づく植物検疫の対象となっている品目をいう。)の年間平均の輸出入実績に20%を乗じて計算した数量との合計が

年間平均で年間2万トン以上であること。

③ 申請者が、日本において設立された法人であって次に掲げるいずれかの要件を満たす者であること。

- ・自己資本が10億円以上であるか、又は金融機関から同額以上の融資が得られること。
- ・自己資本が1億円以上（前記に該当する場合を除く。）であり、かつ、直近の決算年度の流動比率が120%以上であること。

④ 申請者が、麦の輸出入の業務に3年以上従事した経験を有する役職員を本店及び主たる海外支店等（申請者が海外に設置する支店（社）、営業所、出張所及び駐在員事務所並びに外国の法令に基づいて設立された法人（当該法人に対する申請者の出資率が50%未満である場合は、麦の輸出入の業務に3年以上従事した経験を有する役職員を当該業務に従事させている旨を証明することができる契約書その他の資料を提示できるものに限る。）をいう。以下（4）及び（5）において同じ。）に各1名以上配し、当該業務に従事させていること。

⑤ (1)の⑤の基準を満たすこと。

⑥ (1)の⑥の基準を満たすこと。

⑦ (1)の⑦の基準を満たすこと。

(4) 輸入麦等の特別売買契約参加資格の要件（麦を国際海上コンテナに積載する方法により輸入しようとする場合）

① (3)の①の基準を満たすこと。

② 申請者が、基準日の前日以前の直近3か年平均で年間20トン以上の麦の輸出入の実績（輸出国における麦の買付けから仕向先国への輸送までの業務実績をいう。）を有すること。

③ (1)の③の基準を満たすこと。

④ 申請者が、麦の輸出入の業務に1年以上従事した経験を有する役職員を本店又は主たる海外支店等に1名以上配し、当該業務に従事させていること。

⑤ (1)の⑤の基準を満たすこと。

⑥ (1)の⑥の基準を満たすこと。

⑦ (1)の⑦の基準を満たすこと。

(5) 輸入麦等の特別売買契約（麦加工品・調製品を国際海上コンテナに積載する方法により輸入しようとする場合）参加資格の要件

① 申請者が、麦等の輸出入を業務とすること。

② 申請者が、基準日の前日以前の直近3か年平均で年間20トン以上の麦等の輸出入の実績（輸出国における麦等の買付けから仕向先国への輸送までの業務実績をいう。）を有すること。

③ (1)の③の基準を満たすこと。

④ 申請者が、麦等の輸出入の業務に1年以上従事した経験を有する役職員を本店又は主たる海外支店等に1名以上配し、当該業務に従事させていること。

⑤ (1)の⑤の基準を満たすこと。

⑥ (1)の⑥の基準を満たすこと。

- (7) (1)の(7)の基準を満たすこと。
- (6) (1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の要件を全て満たしている場合であっても、申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の記載をした者又はこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者については、特別の事情がある場合を除き、特別売買契約参加資格者としません。

### 3 資格審査の申請の受付期間及び受付場所について

- (1) 受付期間 令和8年1月22日（木）から令和8年2月2日（月）まで  
(上記期間中の午前10時から午後5時まで。ただし、閉庁日を除く。)  
なお、この期間以外においても、随時申請を受け付けます。
- (2) 受付場所 東京都千代田区霞が関1-2-1  
農林水産省農産局農産政策部貿易業務課 契約第2班  
(別館2階 ドア番号：別211)  
TEL 03(3502)8111 (代表)  
内線 米：5018  
麦：5019

### 4 資格審査の申請に必要な書類について

特別売買契約参加資格審査の申請には、次の書類が必要です。  
なお、申請者が1の(1)・(2)又は1の(4)・(5)の資格審査の申請を同時に行う場合は、輸入資格審査申請書を1部にまとめることができ、かつ、下記(2)から(8)までの書類について、内容が同一である場合に限り提出を各1部とすることができます。

また、1の(3)と(6)の資格審査の申請を同時に行う場合は、下記(2)から(7)までの書類について、内容が同一である場合に限り提出を各1部とすることができます。

さらに、申請者が別途輸入米麦の買入委託契約に係る指名競争入札契約参加者の資格審査の申請を行う場合には、下記(2)から(7)までの書類について、内容が同一である場合に限り提出を省略することができます。

具体的な申請書の様式及び記入方法については、貿易業務課において別途配布する記載要領に示されていますので、これを熟読の上、作成してください。

- (1) 輸入米麦等の特別売買契約に係る輸入資格審査申請書又は飼料用麦の特別売買契約に係る輸入資格審査申請書
- (2) 営業経歴書
- (3) 履歴事項全部証明書又は登記簿謄本
- (4) 財務諸表類（貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書）
- (5) 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28条）別紙第9号書式  
その3、その3の2又はその3の3をいう。）
- (6) 金融機関の融資証明書（1億円又は10億円以上の融資が得られることを証明する  
必要がある場合のみ）
- (7) 担当部署の組織図

- (8) 名称等の公表に関する同意書
- (9) その他審査に必要と認めた書類

## 5 資格審査の結果通知について

審査の結果、特別売買契約参加資格の有無につき決定し、その旨を書面にて申請者に通知します。

## 6 隨意契約登録者名簿について

- (1) 審査の結果、特別売買契約参加資格者として決定した申請者を、契約の種類ごとに、貿易業務課において管理する随意契約登録者名簿に登録します。
- (2) 隨意契約登録者名簿には、特別売買契約参加資格者の商号又は名称、住所及び電話番号が記載され、農林水産省ホームページにおいて公表されます。

## 7 特別売買契約参加資格の有効期間について

特別売買契約参加資格の有効期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までです。

## 8 特別売買契約参加資格の停止又は取消しについて

- (1) 特別売買契約参加資格者が、次のいずれかに該当することとなったときは、特別売買契約参加資格の停止又は取消しを行うことがあります。
  - ① 輸出入関係諸法令、米穀・麦の流通に関する法令の規定に違反する行為をした場合
  - ② 食料安定供給特別会計（食糧管理勘定）事業用物品競争契約指名停止等措置要領（平成23年9月1日付け23生産第4314号生産局長通知。以下「指名停止等措置要領」という。）別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合
  - ③ 予決令第70条各号のいずれか又は予決令第71条第1項各号のいずれかに該当する場合
- (2) 特別売買契約参加資格者が、(1)に該当することにより、特別売買契約参加資格の停止又は取消しとなった場合には、その旨を当該者に通知します。また、その際には、その事実、理由及び停止又は取消しとなった者の名称を農林水産省ホームページにおいて公表します。

なお、資格の取消しを行った場合には、当該者を随意契約登録者名簿から削除します。
- (3) 特別売買契約参加資格者が、特別売買契約参加資格を取り消された場合は、取消しの日から2年間は特別売買契約参加資格の申請を行うことができません。
- (4) 特別売買契約参加資格の停止を受けている期間中の特別売買契約参加資格者は、輸入米麦等の特別売買契約の見積合せに参加することができません。

## 9 秘密の保持について

資格の審査に従事する職員は、この審査についての秘密に関する事項を他に漏らすことはありません。